

令和2年度発注者支援業務等に関する民間事業者からの質問及び回答

Q1：業務履行の実施体制について

積算技術、工事監督支援について、令和2年度についてもこれまでと同じく庁舎内の部屋を借りた業務履行とせず、いわゆる「持ち帰り方式」とするのですか。

A1：令和2年度についてもこれまで在庁としている公物管理補助業務を除き、受発注者間の連絡体制を厳格化した実施体制とするため、「持ち帰り方式」とします。

Q2：電子契約システムについて

令和2年度から電子契約システムでの契約が始まると聞いたのですが、発注者支援業務等も対象ですか。

A2：令和2年4月1日以降に契約する全ての業務で電子契約システムでの契約を対象としています。なお、従来の紙による契約を希望すれば従来の紙による契約も可能です。
また、電子契約システムに関するご質問は、総務部契約課契約係へお問い合わせください。